

無電柱化の推進に向けた支援等について

道路の無電柱化は、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から重要であり、特に令和元年9月に発生した房総半島台風や令和6年1月に発生した能登半島地震において、電柱の倒壊等とそれに伴う道路閉塞、停電や通信障害が多数生じたことで、避難、救援、復旧に支障をきたしたことから、災害が激甚化・頻発化する昨今においては、一層その必要性が高まっている。

しかしながら、我が国においては、戦後の急激な経済成長に伴い急増した電力・通信需要に対応するため、一定の法的保護のもと、電柱や架空線の整備が進められたことを背景に、無電柱化の整備水準は、欧米やアジアの主要都市と比較して大きく立ち後れている状況にある。

国においては、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を定め、「無電柱化推進計画」を策定し、占用制限や補助制度の創設、技術的支援等により、計画的な無電柱化に取り組んでいるが、より一層の推進を図るためには、更なる支援が必要である。

無電柱化の実施にあたっては、道路管理者が主体となって整備をする「電線共同溝方式」が近年、最も採用されているが、事業費が高額となり、国からの財政支援を得てもなお自治体の費用負担は大きく、事業期間も長くなることから、大きな進捗は得られていない状況である。また、電線管理者の負担である建設負担金については、事業費の数パーセントとなっており、適正な負担となっているか精査する必要がある。

一方、電線管理者が主体となって整備をする「単独地中化方式」については、電線管理者の費用負担が「電線共同溝方式」と比較して高額になることが懸念され、ほとんど活用されていない。「単独地中化方式」は、道路事業等と併せて実施することにより、全体事業費の縮減及び事業期間の短縮が可能と考えられる方式であるが、その促進にあたっては、電線管理者が懸念する費用負担を軽減する必要がある。

無電柱化を加速するためには、国、自治体、電線管理者が相互に協力し、各道路の状況に応じた事業手法により、それぞれが主体的・積極的に無電柱化を推進する必要がある。

とりわけ、人口及びインフラ施設の密集する首都圏においては、災害発生時の被害が甚大かつ広範となると想定され、無電柱化の推進は急務であることから、次の事項を要望する。

- 1 単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が、電線共同溝方式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるよう、新たな財政支援制度を創設すること。
- 2 電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正な負担となるよう見直しを行うこと。
- 3 無電柱化推進施策について、十分な財源を確保すること。

令和7年5月15日

国土交通大臣 中野 洋 昌 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎